

下関市教育委員会 4月定例会 資料

平成31年4月19日（金）10：00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

- 第37号 教育功労者表彰（篤行表彰）について P 2
第38号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 P 9
第39号 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則 P 12
第40号 下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員設置要領の
一部改正について P 17

[専決の報告]

- 下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について P 23
○下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について P 25
○下関市豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について P 26

[報告事項]

- 名池小学校車両損傷事故について P 28
○安岡小学校における落雷被害について P 31
○檜崎小学校における落雷被害について P 33
○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について P 35
○豊田ホタルの里ミュージアムの臨時開館及び開館時間の延長について P 37

教育委員会定例会日程表

平成31年4月19日(金) 10時00分から
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | |
|--|-------|
| 第37号 教育功労者表彰（篤行表彰）について | 教育政策課 |
| 第38号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 学校教育課 |
| 第39号 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 学校教育課 |
| 第40号 下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員設置要領の一部改正について | 教育研修課 |

日程2

【専決の報告】

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について | 生涯学習課 |
| 下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
| 下関市豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について | 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム |

日程3

【報告事項】

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 名池小学校車両損傷事故について | 学校支援課 |
| 安岡小学校における落雷被害について | 学校支援課 |
| 檜崎小学校における落雷被害について | 学校支援課 |
| 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
| 豊田ホタルの里ミュージアムの臨時開館及び開館時間の延長について | 豊田教育支所 |

日程4

【その他】

■次回開催予定 平成31年5月21日(火)

H31.5月							H31.6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

閉会

下関市教育委員会
議案第37号

教育功労者表彰（篤行表彰）について

上記の議案を提出する。

平成31年4月19日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

教育功労者表彰（篤行表彰）について

下関市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第4号）第7条の規定に基づき、教育功労者（篤行表彰）を下記のとおり決定し、表彰する。

記

氏名	表彰事由
下関ライオンズクラブ	下関市教育委員会へ熱中症対策用として 1,000,000円の現金を寄附したことによる。
下関市立山の田中学校創立50周年記念事業実行委員会 委員長 金田 興基	下関市立山の田中学校へ総額1,263,584円相当の沿革史、校章旗、耕うん機を寄贈したことによる。

提案理由

下関市教育委員会表彰規則に基づき、教育功労表彰者として決定するため。

平成30年度

教育功労者表彰
選考委員会資料
(篤行表彰)

平成31年3月27日
下関市教育委員会

(内申調書 様式2)

功績団体表彰内申調書

団体の名称	シモキタライオンズクラブ 下関ライオンズクラブ	設立年月日	1958年12月14日結成
団体の目的	「恵まれぬ人々への支援」という共通の精神の下、奉仕活動を行う団体		
設置区域	下関市	構成員数	正会員38名 賛助会員2名 終身会員1名 名譽会員(市長) 1名 計42名
団体事務所の所在地	下関市赤間町7-16 赤間町ビル201	主要な役職員	会長、幹事、会計等
団体の施設事業の概要	下関ライオンズクラブ結成60周年記念事業にて寄附		
表彰しようとする事由 (具体的に箇条書き)	(6号該当) ・平成31年2月25日付寄附金受領済 近年の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子ども達の安全と健康を守るために熱中症対策用として、1,000,000円の現金を寄附。		
平成31年3月 5日			
下関市教育委員会様			
内申者	職	学校支援課長	
氏名	大賀	健	

(内申調書 様式2)

功績団体表彰内申調書

団体の名称	下関市立山の田中学校創立50周年記念事業実行委員会 委員長 金田 興基	設立年月日	2017年11月14日結成
団体の目的	山の田中学校が平成30年度に創立50周年を迎えるにあたり、学校教育環境の充実や、50周年記念事業の企画・実施に携わり、学校教育の更なる充実に資することを目的とする。		
設置区域	下関市（山の田地区）	構成員数	正会員27名
団体事務所の所在地	下関市山の田本町8番1号	主要な役職員	会長（委員長が兼務）、会計、監査
団体の施設事業の概要	山の田中学校創立50周年記念事業にて寄附		
表彰しようとする事由 (具体的に箇条書き)	(6号該当) ・教育行政の推進について、下関市立山の田中学校へのご寄附 ・沿革史、校章旗、耕うん機 合計1,263,584円		
平成31年3月15日			
下関市教育委員会様			
内申者 職		学校支援課長	
		氏名 大賀 健	
			

千葉市立山の田中学校 沿革史

で き こ と

生徒数

昭和四十三年
校舎改修工事完成記念

第一回運動会開催(1回)

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

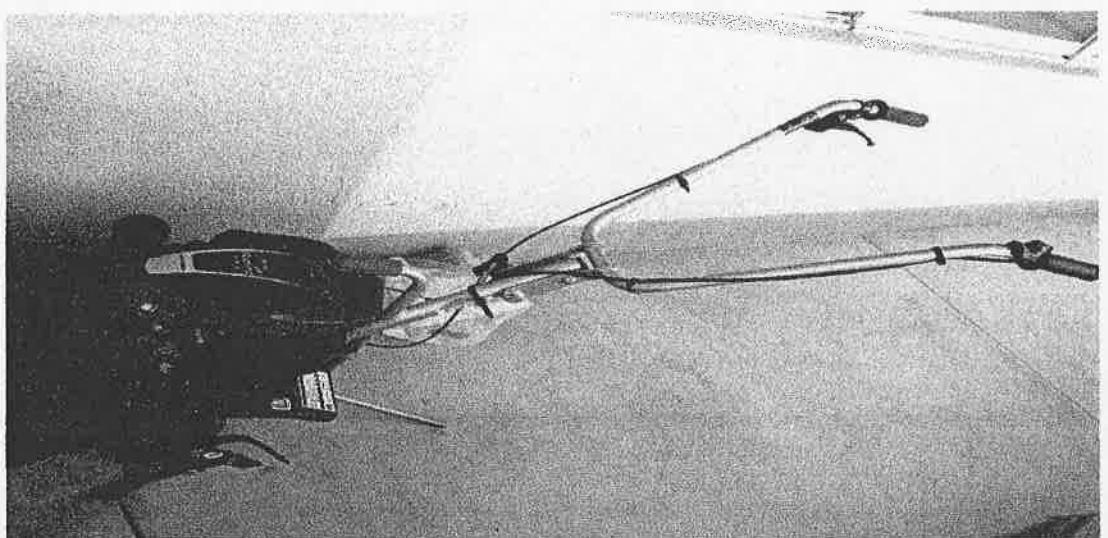
年

月

日

七二八





下関市教育委員会

議案第38号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 4月19日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1 下関市立豊東小学校の項中「下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1」を「下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1」に改め、同表 下関市立角島小学校の項から下関市立滝部小学校の項までを削り、同表に次のように加える。

下関市立豊北小学校	下関市豊北町大字滝部字常安1200番地
-----------	---------------------

別表第2 下関市立豊洋中学校の項中「下関市豊浦町大字黒井字馬神724番地1」を「下関市豊浦町大字黒井字馬神10724番地1」に改め、同表 下関市夢が丘中学校の項中「下関市豊浦町大字小串字夢が丘145番地」を「下関市豊浦町大字小串字夢が丘10145番地」に改める。

別表第4 下関市立豊東幼稚園の項中「下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1」を「下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1」に改める。

附 則

この条例中別表第1 下関市立豊東小学校の項の改正規定並びに別表第2 下関市立豊洋中学校の項及び下関市立夢が丘中学校の項の改正規定並びに別表第4 下関市立豊東幼稚園の項の改正規定は公布の日から、別表第1 下関市立角島小学校の項から下関市立滝部小学校の項までを削り、同表に1項を加える改

正規定は平成32年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立角島小学校、下関市立阿川小学校、下関市立栗野小学校及び下関市立滝部小学校を統合し、新たに下関市立豊北小学校を設置するため、及び山耕地番の解消に伴い下関市立豊東小学校、下関市立豊洋中学校、下関市立夢が丘中学校及び下関市立豊東幼稚園の所在地番を変更するため。

議案第38号 参考資料

新 日 対 照 表

	日	新
別表第1(第2条関係)		
別表第1(第2条関係)		
名称	位置	位置
下関市立豊東小学校	下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1 略	下関市立豊東小学校 下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1 略
下関市立角島小学校	下関市豊北町大字角島字正ノ田1768番地 略	下関市立豊北小学校 下関市豊北町大字滝部字常安1200番地 略
下関市立阿川小学校	下関市豊北町大字阿川字下宅野3755番地 略	
下関市立栗野小学校	下関市豊北町大字栗野字妙見3349番地 略	
下関市立滝部小学校	下関市豊北町大字滝部字常安1200番地 略	
別表第2(第3条関係)		
名称	位置	位置
下関市立豊洋中学校	下関市豊浦町大字黒井字馬神724番地 略	下関市立豊洋中学校 下関市豊浦町大字黒井字馬神10724番地1 略
下関市夢が丘中学校	下関市豊浦町大字小串字夢が丘145番地 略	下関市夢が丘中学校 下関市豊浦町大字小串字夢が丘10145番地 略
別表第4(第5条関係)		
名称	位置	位置
下関市立豊東幼稚園	下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1 略	下關市立豊東幼稚園 下關市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1 略

下関市教育委員会
議案第39号

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年4月19日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条の見出し中「介護休暇」の次に「、介護時間、子育て支援部分休暇」を加え、同条中「第17条」を「第19条」に改め、同条を第8条とし、第4条を第7条とし、同条の前に次の2条を加える。

（代休日における勤務の命令）

第5条 県条例第7条第2項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

（正規の勤務時間外の時間における勤務の命令）

第6条 県条例第7条の2の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（休日における勤務の命令）

第3条 県条例第6条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行う

ものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年12月24日山口県条例第30号）の改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

議案第39号 参考資料

新 旧 対 照 表

	旧	新
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(代休日の指定)	(代休日の指定)	(代休日の指定)
第3条 県条例第7条第1項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。	第3条 条例第6条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。	第3条 条例第6条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。
(代休日の指定)	(代休日の指定)	(代休日の指定)
第4条 県条例第7条第1項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。	第4条 県条例第7条第1項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。	第4条 県条例第7条第1項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。
(代休日の指定)	(代休日の指定)	(代休日の指定)
第5条 条例第7条第2項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。	第5条 条例第7条第2項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。	第5条 条例第7条第2項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。
(正規の勤務時間外の時間における勤務の命令)	(正規の勤務時間外の時間における勤務の命令)	(正規の勤務時間外の時間における勤務の命令)
第6条 条例第7条の2の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。	第6条 条例第7条の2の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。	第6条 条例第7条の2の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第4条 校長は、学校職員から県条例第12条第3項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるとときは、他の時期に与えることができる。	第4条 校長は、学校職員から県条例第12条第3項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるとときは、他の時期に与えることができる。	第4条 校長は、学校職員から県条例第12条第3項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるとときは、他の時期に与えることができる。
(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び時間外勤務代替休暇の承認)	(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び時間外勤務代替休暇の承認)	(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び時間外勤務代替休暇の承認)
第5条 県条例第17条の規定による承認は、校長が行うものとする。	第5条 県条例第17条の規定による承認は、校長が行うものとする。	第5条 県条例第17条の規定による承認は、校長が行うものとする。
(時間外勤務)	(時間外勤務)	(時間外勤務)
第6条 校長は、校務のため臨時の必要があると認めるとときは、学校職員に時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日及び代休日(代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。)を命ずることができる。ただし、当該学校職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた学校職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなつた学校職員を含む。)である場合には、当該学校職員に当該勤務を命じなければ校務の運営に著しい支障が生ずると認められるとき限り、当該勤務を命ずることができる。	第6条 校長は、校務のため臨時の必要があると認めるとときは、学校職員に時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日及び代休日(代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。)を命ずることができる。ただし、当該学校職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた学校職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなつた学校職員を含む。)である場合には、当該学校職員に当該勤務を命じなければならないと認められるとき限り、当該勤務を命ずることができる。	第6条 校長は、校務のため臨時の必要があると認めるとときは、学校職員に時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日及び代休日(代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。)を命ずることができる。ただし、当該学校職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた学校職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなつた学校職員を含む。)である場合には、当該学校職員に当該勤務を命じなければならないと認められるとき限り、当該勤務を命ずることができる。

勤務時間条例等の改正について（時間外勤務関係）

1 概要

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により労働基準法が改正され、新たに時間外労働の上限規制が導入されたことに伴い、学校職員の時間外勤務についても関係条例等を整備したもの

2 制度の内容

<学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（勤務時間条例）>

臨時または緊急の必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員に時間外勤務を命ずることができる。

※教育職員については、これまでと同様に、原則として時間外勤務は命じないものとする。時間外勤務を命ずる場合は、超勤四項目に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限ること

<学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（勤務時間規則）>

- (1) 時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内における必要最小限の勤務に限ること
 - (2) (1)の限度時間は、1箇月について45時間及び1年について360時間とする。
 - (3) 業務量の大幅な増加等に伴い、臨時に限度時間を超えて勤務させる必要がある所属として教育委員会が指定する所属（業務の区分）に勤務する学校職員については、(2)の規定にかかわらず、限度時間を1箇月について100時間及び1年について720時間とすることができる。この場合は、以下の要件を満たさなくてはならない。
 - ① 45時間を超える月数が1年について6箇月を超えないこと
 - ② 連続する複数月（2～6箇月）のそれぞれの期間における1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないこと
- (例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外勤務時間	30	10	10	15	5	10	10	85	70	90	10	30

2箇月平均、4箇月平均、5箇月平均、6箇月平均は上限範囲内であるが、3箇月平均は80時間を超えるため、規則に抵触することとなる。

2箇月平均	80.0 時間
3箇月平均	81.6 時間
4箇月平均	63.8 時間
5箇月平均	53.0 時間
6箇月平均	45.0 時間

- (4) 災害その他避けることのできない事由により、緊急に処理すべき業務に従事する場合、限度時間を超える時間外勤務を命じることができる。この場合、該当職員の健康に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

＜学校職員の勤務時間、休日、休暇等の取扱いについて（運用通知）＞

- (1) 育児短時間勤務学校職員等へ時間外勤務を命じる場合は、他の学校職員よりも厳格な要件が定められていることを十分に留意すること
- (2) 短時間勤務学校職員に時間外勤務を命じる場合は、正規の勤務時間が常勤職員より短く定められている趣旨に十分留意すること
- (3) 勤務時間規則第8条第2項及び第3項並びにこの運用通知の第4の第11項の「1箇月」とは、月の初日から末日までの期間をいい、「1年」とは4月1日から3月31日までの期間をいう。
- (4) 勤務時間規則第8条第3項に規定する業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて勤務させる必要がある所属とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 1年の半分を超えない一定の限られた時期において一時的に業務が増える状況等により限度時間を超えて勤務させる必要がある所属
 - ② 業務量、業務時季その他業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い所属

3 施行期日

平成31年4月1日

下関市教育委員会
議案第40号

下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員設置要領の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成31年4月19日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員設置要領の一部改正について

下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員設置要領について、別紙のとおりとする。

提案理由

下関市立小学校で使用する外国語科の教科用図書の採択を適正に行うため。

下関市立小・中学校教科用図書の採択実施要領

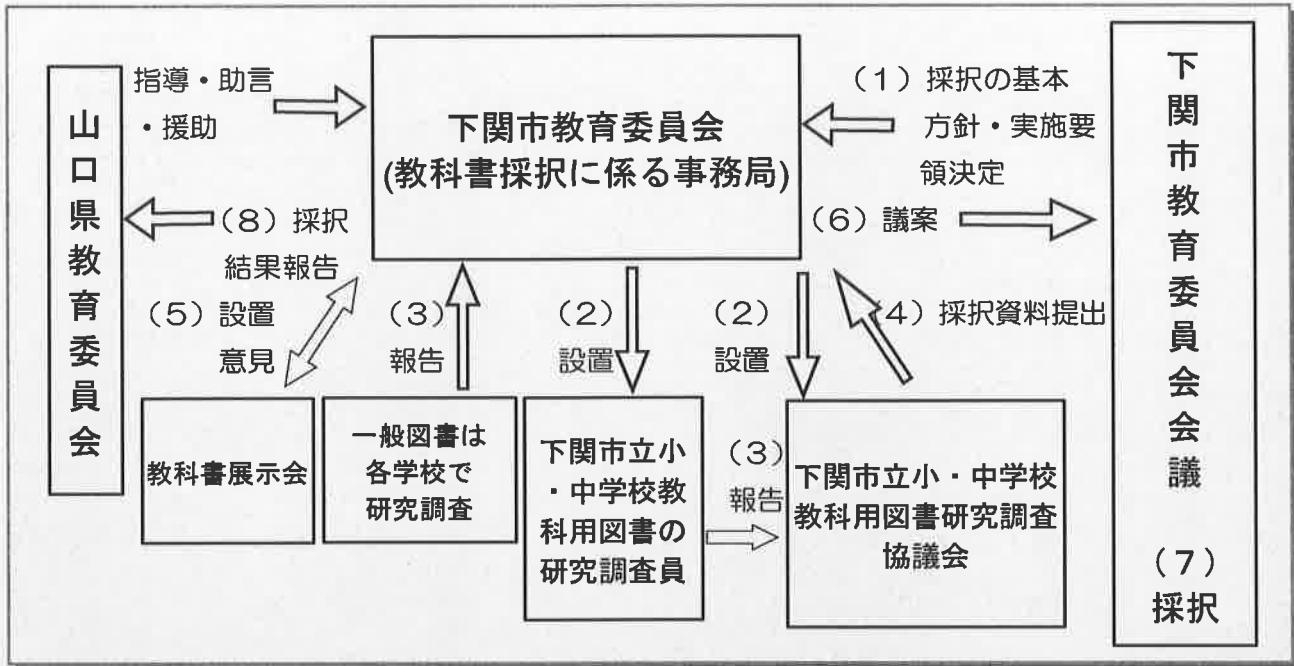
下関市教育委員会

1 採択の基本方針

- (1) 学校教育法、義務教育諸学校の教科用図書の無償処置に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償処置に関する法律施行令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行う。
- (2) 採択は、文部科学省「教科書目録」に登載されている教科用図書から行う。
- (3) 下関市の特色、地域性及び児童の実態に応じた教科用図書を採択する。
- (4) 採択に係る情報を公開するなど、開かれた教科書採択を推進する。

2 採択の手続き

- (1) 下関市立小・中学校教科用図書の「採択の基本方針」を含む「下関市立小・中学校教科用図書の採択実施要領」に従って、決定する。
- (2) 採択を適正かつ公正に行うために、下関市立小・中学校教科用図書研究調査協議会（以下「協議会」という。）を設けるとともに、下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員（以下「研究調査員」という。）を置く。また、教科書採択に係る事務局（以下「事務局」という。）を教育部教育研修課内に置く。
- (3) 研究調査員は、下関市教育委員会が定めた「下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員設置要領」に基づき、各教科用図書について綿密な研究調査を行い、調査結果を協議会へ報告する。（一般図書については、教育委員会に報告）
- (4) 協議会では、教科書についての調査結果の報告を受け、各委員が広い知見から意見を述べ、採択資料を事務局へ提出する。
- (5) 下関市教育委員会は「教科書展示会」を開催し、市民から広く意見を聞く。
- (6) 事務局は、協議会等の意見を下関市教育委員会会議に議案として提出する。
- (7) 下関市教育委員会会議において、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位）ごとに一種の採択を行う。（一般図書については児童生徒の実態に即した採択）
- (8) 事務局は、山口県教育委員会へ採択結果を報告する。
- (9) 事務局は、下関市立各小・中学校に採択内容を通知する。（9月1日以降）



3 採択上の留意事項

採択は、適正かつ公正に行われる必要があり、教科書発行者等の過当な宣伝行為等外部からの影響に選定結果が左右されることのないようにすること。

下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員設置要領

1 設置

下関市立小・中学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するため、下関市立小・中学校教科用図書研究調査員（以下「研究調査員」という。）を設置する。

2 所掌事務

研究調査員は、下関市立小・中学校において使用する教科用図書の採択に必要な資料を提供するため、採択の対象となるすべての教科用図書について研究調査を行い、その結果を別に定める下関市立小・中学校教科用図書研究調査協議会に報告する。（一般図書については、教育委員会に報告）

3 研究調査員

（1）小学校研究調査員数

国語	書写	社会	地図	算数	理科
5名以内	3名以内	5名以内	3名以内	5名以内	5名以内

生活	音楽	図画工作	家庭	保健	特別の教科 道徳
3名以内	3名以内	3名以内	3名以内	3名以内	5名以内

外国語	一般図書
5名以内	各学校で調査研究

（2）中学校研究調査員数

国語	書写	社会（地理的分野）	社会（歴史的分野）	社会（公民的分野）	社会（地図）
5名以内	3名以内	5名以内	5名以内	5名以内	3名以内

数学	理科	音楽（一般）	音楽（器楽合奏）	美術	技術・家庭（技術分野）
5名以内	5名以内	3名以内	2名以内	3名以内	3名以内

技術・家庭（家庭分野）	保健体育	英語	特別の教科 道徳
3名以内	3名以内	5名以内	5名以内

一般図書
各学校で研究調査

- (3) ① 専門的な研究調査を行うことから、研究調査員は教員とする。
② 採択の公正を期すため、研究調査員は協議会の委員と重複しない。
③ 事務局は、教育部教育研修課に置く。

4 教科用図書研究調査の進め方

(1) 基本事項

- ① 終始、公正な態度の保持に努めること。
② 種目ごとに適正な調査研究が進められるよう、その方途を確立すること。
③ 研究調査の結果は、資料としてまとめ下関市立小・中学校教科用図書研究調査協議会に提出し、報告すること。

(2) 具体的方法及び留意事項

- ① 種目ごとに分析的観点を設け、その観点ごとに地域の実情を考慮して、比較研究し、それを総合的に考慮するよう配意すること。
② 研究調査にあたっては、次のものを十分研究活用すること。
ア 学習指導要領
イ 教科書編集趣意書
ウ 採択用教科書見本となる本
③ 調査結果は、資料として種目ごとに用紙にまとめ、1部を別に定める期日までに下関市立小・中学校教科用図書研究調査協議会へ送付すること。

下関市立小・中学校教科用図書研究調査協議会設置要領

1 設置

下関市立小・中学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するため、下関市立小・中学校教科用図書研究調査協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 所掌事務

協議会は、別に定める下関市立小・中学校教科用図書の研究調査員の報告について意見を述べ、その結果も併せて下関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

3 協議会委員

(1) 協議会委員数（20人以内）

小・中学校の校長及び教員（小学校用の場合は、小学校の校長及び教員。中学校用の場合は、中学校の校長及び教員。）	8名以内
教育委員並びに教育長及び教育委員会事務局におかれる指導主事、その他学校教育に専門的知識を有する職員	8名以内
教育に関し学識経験を有する者	2名以内
保護者（小学校用の場合は、小学校の保護者。中学校用の場合は、中学校の保護者。）	2名以内

(2) 地域の特色を生かすとともに多様な意見が聴取できるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

(3) 委員の任期は、委嘱された日からその日の属する年度の8月31日までの間とする。

4 運営

(1) 会議

- ① 協議会に議長及び副議長を置き、教育長が指名する。
- ② 協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。
- ③ 教育長は、会議に必要があるときは、助言者等を出席させることができる。

(2) 庶務

- ① 事務局は、教育部教育研修課に置く。

5 その他

この要領に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、別に教育長が定める。

下関市教育委員会
報告

専決の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について、平成31年4月1日付けで下記のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月19日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

記

1. 委員

別紙、下関市青少年補導センター運営協議会委員名簿のとおり

2. 任期

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

3. 報告説明

下関市青少年補導センター運営協議会委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱するもの。

下関市青少年補導センター運営協議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～平成33年3月31日

NO.	補導関係機関・団体の役職	委員名	備考
1	下関市教育委員会教育長	児玉 典彦 こだま のりひこ	会長
2	下関警察署生活安全課長	原田 徹 はらだ とおる	関係機関
3	長府警察署生活安全課長	藤田 正吾 ふじた しょうご	関係機関
4	小串警察署刑事生活安全課長	品川 大和 しながわ ひろかづ	関係機関
5	山口県下関児童相談所長	小野 みさ江 おの のえ	関係機関
6	下関市青少年補導委員幹事会幹事長	小森 謙一 こもり けんいち	団体
7	下関地区高等学校生徒指導連絡協議会会長	山根 敬二 やまね けいじ	団体
8	下関市中学校長会長	森永 亮 もりなが あきら	団体
9	下関市PTA連合会副会長	川口 哲郎 かわぐち てつお	団体
10	下関保護区保護司会長	有島 泰久 ありしま やすひさ	団体
11	下関市民生児童委員協議会副会長	木内 浩雅 きうち ひろまさ	団体
12	下関市防犯対策協議会監事	豊島 喜代次 とよしま きよじ	団体
13	下関市連合婦人会副会長	草野 和子 くさの かずこ	団体

(敬称略)

下関市教育委員会
報告

専決の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について下記のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月19日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

記

1. 解嘱者、委嘱者及び任期

解嘱者：安宅 正哉（解嘱日：平成31年3月31日）

委嘱者：清永 直志（委嘱日：平成31年4月1日）

任期：平成31年4月1日から平成31年5月31日まで

2. 説明

現職委員の人事異動に伴う、前任委員の解嘱並びに残任期間の後任委員の委嘱

下関市教育委員会
報 告

専決処分の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、平成31年4月1日付けで下記のとおり専決処分したのでしましたので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月19日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（平成17年条例第126号）第16条の規定に基づき、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱しましたので報告いたします。

記

1 解嘱者及び委嘱者

解嘱者 光田 裕二

内田 京子

委嘱者 下関市立滝部小学校 校長 三谷 穎

下関市立豊北中学校 校長 藏永 啓二

2 解嘱・委嘱年月日

解嘱 平成31年3月31日

委嘱 平成31年4月1日から平成31年（2019年）9月30日まで

3 提案理由

委員の人事異動に伴い解嘱及び後任委員の委嘱を行ったもの。

別紙

候補者

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	豊北郷土文化友の会・会長	熊井 清雄	
	菊舎顕彰会会长	岡 昌子	
	豊北町自然観察指導員	藤岡 達雄	
	山口大学名誉教授	坪郷 英彦	
社会教育関係者	元田耕公民館長	阿部 和正	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	豊北地区社会福祉協議会連合会長	工藤 紀彦	急逝により現在欠員
	豊北町女性団体連絡協議会・会長	山戸 ミエ子	
	滝部太陽クラブ	西島 英敏	
学校教育関係	滝部小学校・校長	三谷 穎	新任
	豊北中学校・校長	藏永 啓二	新任

《参考条文》

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（抜粋）

（運営協議会の設置）

第16条 資料館の運営に関する重要な事項について、委員会の諮問に応じて審議するため、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

- 2 運営協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者及び地元関係者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 5 運営協議会には、部会を設置することができる。
- 6 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

報 告 事 項
平成 31 年 4 月 19 日
学 校 支 援 課

名池小学校車両損傷事故について

下関市立名池小学校で発生した下記車両損傷事故の事故処理が完了したこと
を報告いたします。

記

事故発生日時	平成 30 年 10 月 3 日 (水) 午前 8 時頃
事故発生場所	下関市立名池小学校前 西門付近 (下関市名池町 10 番 1 号)
事故内容	始業前の運動場において児童の蹴ったサッカーボールが、 道路走行中の相手方車両に接触したため、相手方車両を損 傷させたもの。なお、これに伴う児童及び学校職員の怪我 はない。
損害賠償額	102,708 円
専決処分日	平成 31 年 3 月 18 日
示談日	平成 31 年 3 月 22 日
損害賠償金支払日	平成 31 年 3 月 29 日

以上

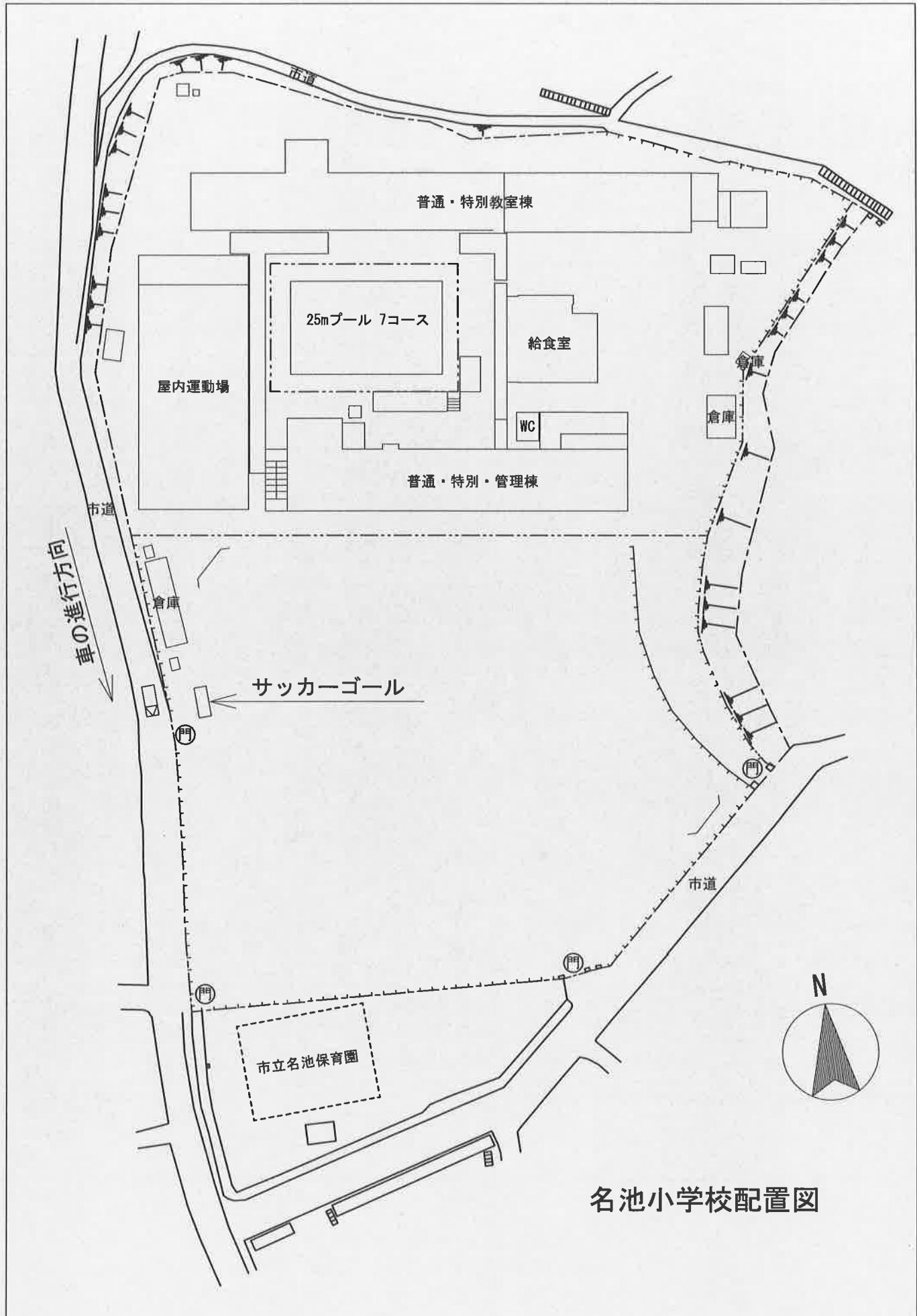


写真1

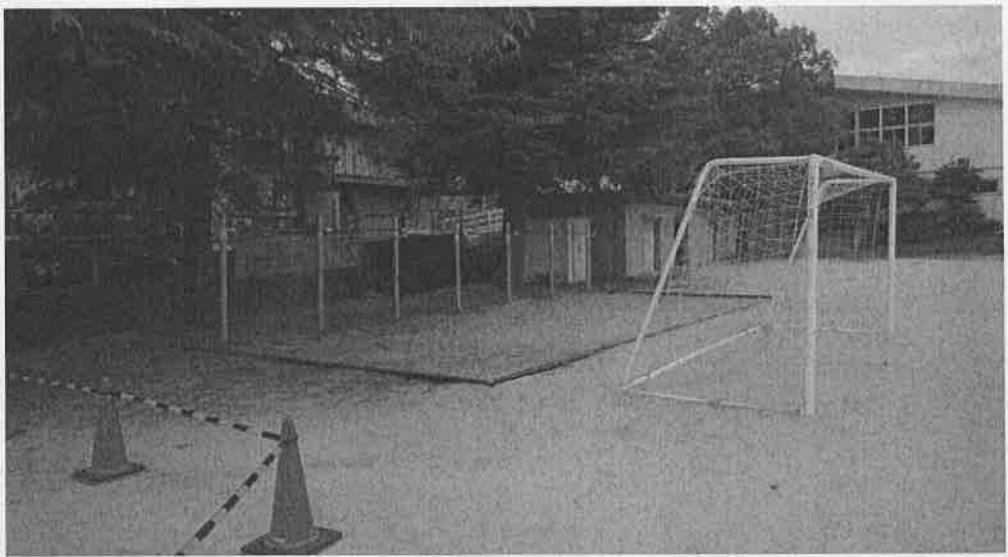
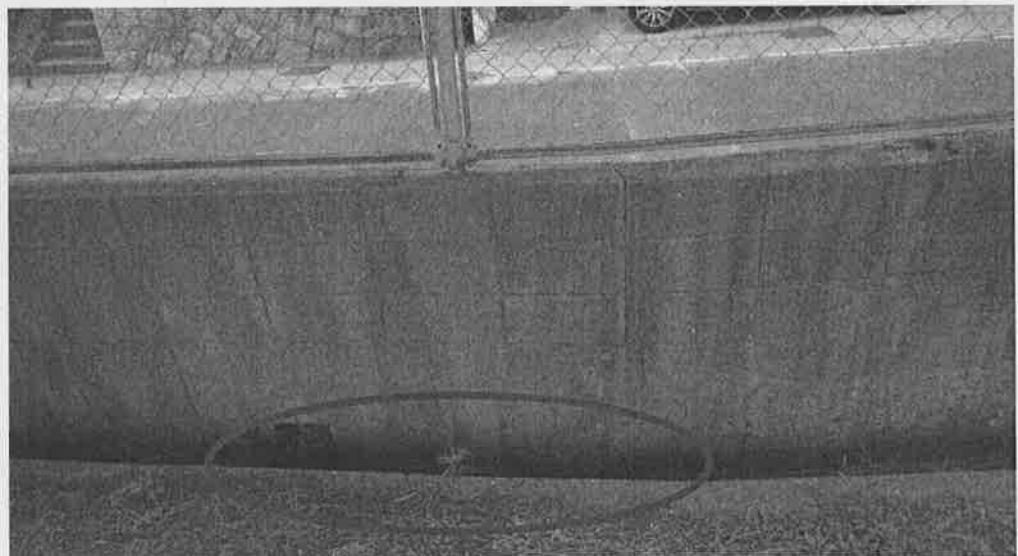


写真2



この部分に当たって跳ねたとのこと。

写真3



報 告 事 項
平成 31 年 4 月 19 日
学 校 支 援 課

安岡小学校における落雷被害について

落雷により発生した被害について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 被害発生日時

平成 31 年 3 月 15 日（金） 20 時頃

2. 被害発生状況

校長退出時に落雷が発生し、直後に非常ベルがなり、10ヶ所程度の火災表示と防火シャッターが作動した。

校舎内を点検したところ、火災等の発生は無く、次に挙げる設備の異常を確認した。

3. 被害内容

電話設備、ネットワーク設備、機械警備設備、
自動火災報知設備、保健室のエアコン

4. 被害金額

約 210 万円

5. 被害対応状況

復旧済

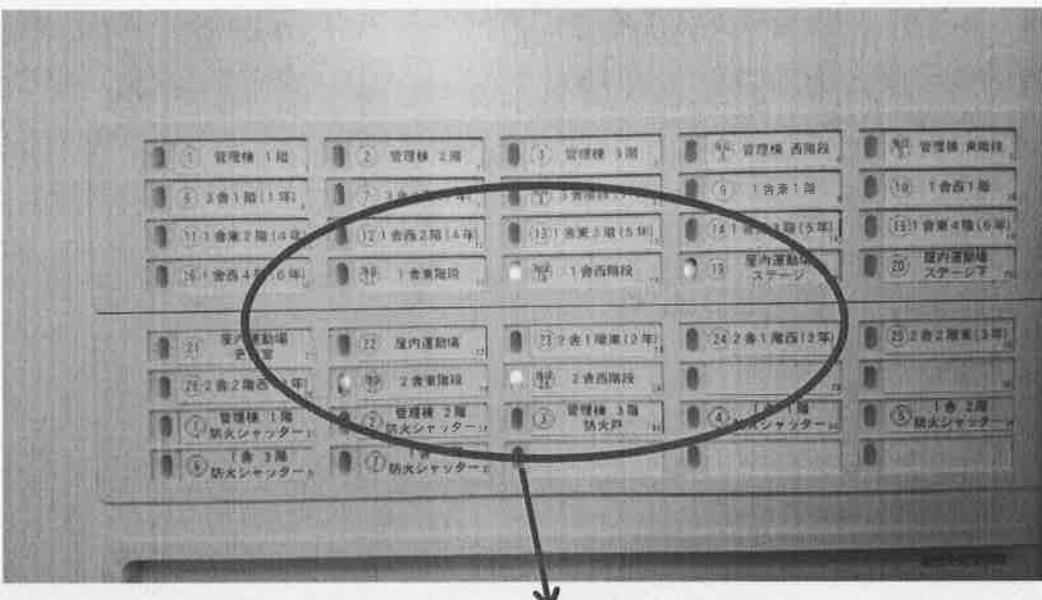
電話設備、ネットワーク設備、機械警備設備、
部分復旧

自動火災報知設備

未復旧

保健室のエアコン

写真1

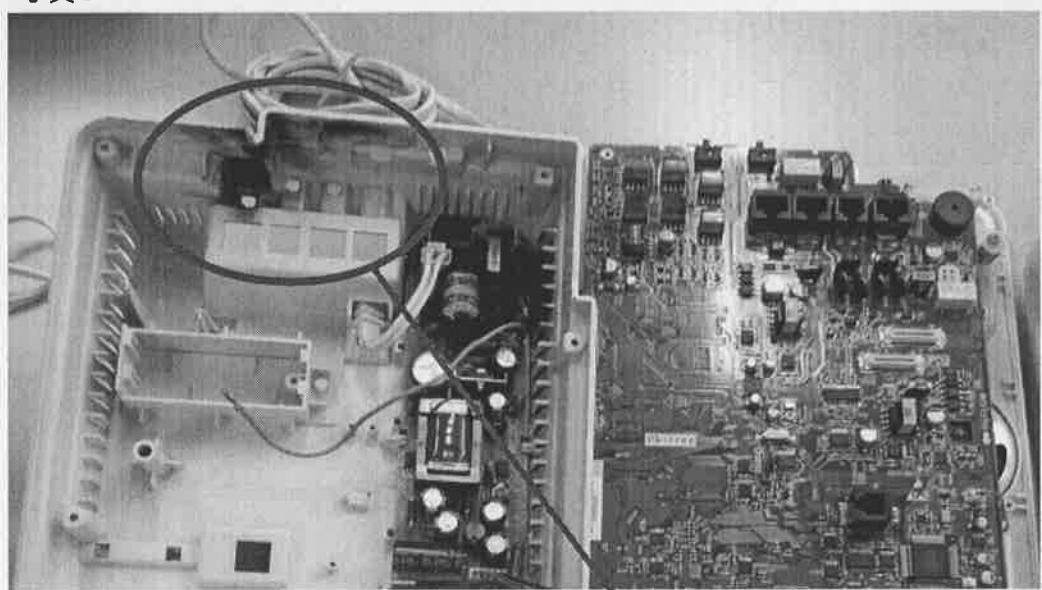


異常発報。(現地確認しても異常はみられず。)

写真2



写真3



落雷により損傷。

報 告 事 項
平成 31 年 4 月 19 日
学 校 支 援 課

檜崎小学校における落雷被害について

落雷により発生した被害について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 被害発生日時

平成 31 年 3 月 15 日（金）16 時 30 分頃

2. 被害内容

学校近くに落雷し、内日地区・菊川檜崎地区に停電が発生した。停電のため被害状況の確認ができず、また、停電の復旧が見込めなかつたため、学校を終業とした。

翌日、校舎内を点検したところ、次に挙げる設備の異常を確認した。

3. 被害内容

高圧受変電設備、放送設備、電話設備、ネットワーク設備、
自動火災報知設備、消火ポンプ設備

4. 被害金額

約 910 万円

5. 被害対応状況

復旧済

電話設備、ネットワーク設備

部分・仮復旧

高圧受変電設備、放送設備、

未復旧

自動火災報知設備、消火ポンプ設備

写真1



動力変圧器が変形。

写真2

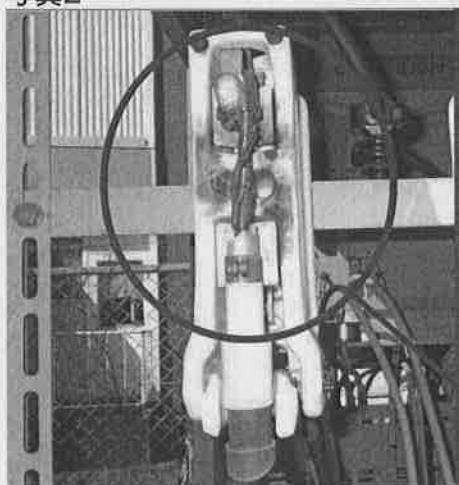
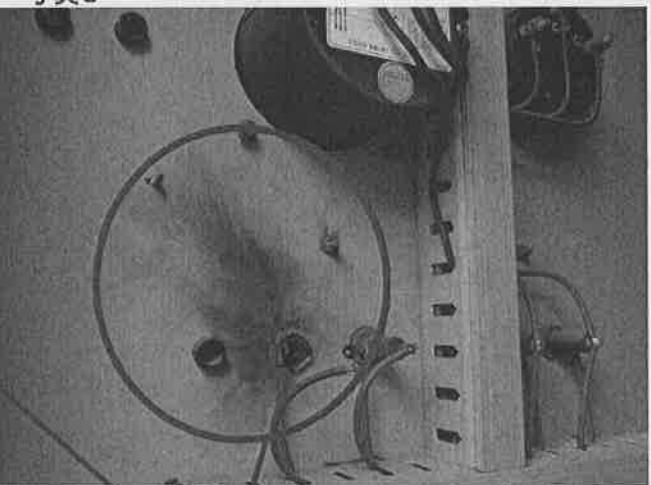
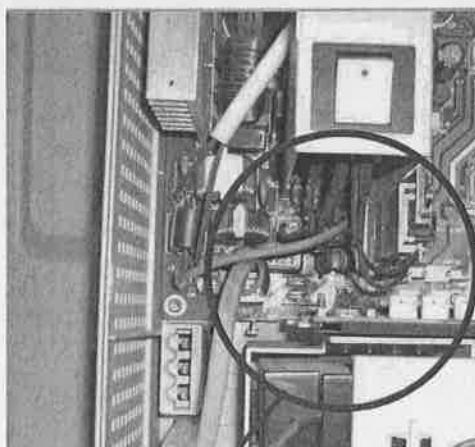


写真3



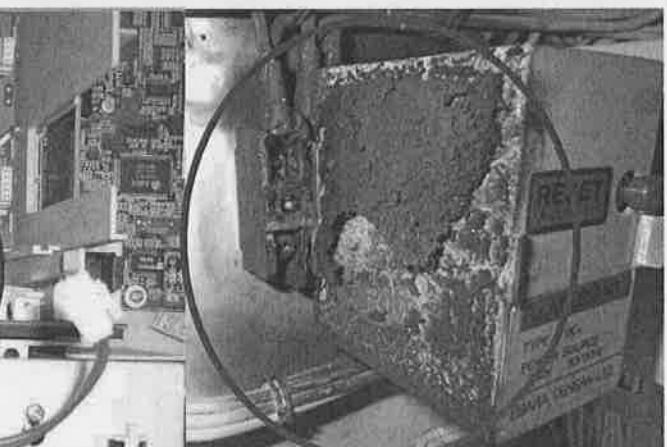
落雷により損傷。(高圧機器)

写真4



落雷により損傷。(電話)

写真5



落雷により損傷。(消火ポンプ)

報 告 事 項
平成31年4月19日
生 涯 学 習 課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成17年規則第73号）第2条第3項の規定に基づき、下関市青少年補導委員について、下記のとおり市長より解嘱及び委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 下関市青少年補導委員の解嘱者及び委嘱者

別紙名簿のとおり 解嘱者 21名 委嘱者 21名

2. 任期等

解嘱年月日 平成31年3月31日

委嘱年月日 平成31年 4月1日

委嘱者任期 平成31年5月31日

3. 説明

青少年補導委員（教職員）の任期（平成29年6月1日～平成31年5月31日）途中の残任期間の委嘱替えを行ったもの。

下関市青少年補導委員（学校関係）

任期：平成31年4月1日～平成31年5月31日

下関市青少年補導委員委嘱替え関係名簿					
学校名		委嘱者		解嘱者	
高校	下関西高等学校	きりはら 桐原	けいすけ 桂祐	こだま 児玉	けいぞう 佳三
	下関南高等学校	なかしま 中嶋	よしき 良樹	くわの 桑野	しょうご 翔伍
中学校	日新中学校	ふじの 藤野	きいち 貴一	みやけ 三宅	てるよし 照義
	安岡中学校	やました 山下	まさき 雅己	みやざき 宮崎	げんき 元氣
	吉見中学校	なかお 中尾	かずひろ 和博	ながおか 永岡	ひろゆき 弘之
	彦島中学校	みやもと 宮本	ひとし 一志	おきた 沖田	ゆういちろう 裕一郎
	内日中学校	いのうえ 井上	ともひこ 朋彦	ごとう 後藤	えいじ 英治
	山の田中学校	すえなが 末永	ようすけ 陽祐	ひらおか 平岡	まさる 大
	長成中学校	たかはし 高橋	りょう 諒	とみく 富工	たかひろ 貴博
小学校	養治小学校	むらい 村井	ゆうき 裕紀	おおうえ 大上	ひろき 浩樹
	名池小学校	なかがわ 中川	みのる 穂	かねこ 金子	たかし 孝司
	向山小学校	うえの 植野	しづま 志都真	いづち 伊秩	たかし 貴志
	生野小学校	かやの 萱野	たかひで 貴継	ふじい 藤井	かつじ 克治
	西山小学校	やまね 山根	たかし 卓	もりみつ 盛満	としひで 俊豪
	角倉小学校	なかの 中野	むつみ 睦	かわかみ 川上	まさひで 昌秀
	向井小学校	ありふく 有福	かずお 一夫	しもむら 下村	かずまさ 和正
	王司小学校	やまもと 山本	まさつぐ 政嗣	うめだ 梅田	やすなり 泰成
	勝山小学校	やない 柳井	じん 仁	にしおか 西岡	たかし 孝史
	吉見小学校	あおき 青木	さとる 悟	すえつぐ 末次	みこと 美琴
	吉母小学校	いわさだ 岩貞	だいすけ 太祐	くすのき 楠	ひろし 洋
	川中西小学校	ひとみ 人見	ゆういちろう 雄一郎	たかい 高井	ひろみつ 浩充

報 告 事 項
平成 31 年 4 月 19 日
豊 田 教 育 支 所

豊田ホタルの里ミュージアムの臨時開館及び開館時間の延長について

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例（平成 17 年条例第 123 号）第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、臨時に開館する日及び時間を下記のとおり定めましたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日及び時間

2019 年 6 月 10 日（月）及び 6 月 17 日（月）の午後 6 時から
午後 8 時（最終入館は午後 7 時 30 分）まで

2 開館時間延長

- (1) 2019 年 6 月 1 日（土）及び 6 月 8 日（土）の午後 5 時から午後 9 時 30 分（最終入館は午後 9 時）まで
- (2) 2019 年 6 月 2 日（日）、6 月 5 日（水）から 6 月 23 日（日）の開館日（ただし 6 月 8 日を除く）の午後 5 時から午後 8 時（最終入館は午後 7 時 30 分）まで
※6 月 3 日（月）は通常休館

3 理由

ホタルの観賞期間に当たるため。

ホタル観察会（夜） 6 月 2 日（日）
ホタル舟運航 6 月 5 日（水）～23 日（日）
ホタル祭り 6 月 1 日（土）、8 日（土）

参考条文（抜粋）

- 豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例
(休館日)
- 第 4 条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日で当該休日に最も近い休日でない日)
 - (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで
(開館時間)
- 第 5 条 ミュージアムの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館は午後 4 時 30 分までとする。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。